

産業廃棄物処分業許可証

優良

複写

住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
氏名 大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

西宮市長 石井 登志郎

許可の年月日 平成29年6月18日
許可の有効年月日 令和6年6月17日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

(1)中間処理(焼却)

取扱産業廃棄物の種類

①廃酸 ②廃アルカリ ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず

⑦動植物性残さ ⑧動物系固形不要物

以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。)

(2)中間処理(固形燃料化)

取扱産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず

以上4種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(3)中間処理(破碎・選別)

取扱産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず(工作物の除去等を除く。)及び陶磁器くず ⑧がれき類

以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(4)中間処理(破碎・チップ化)

取扱産業廃棄物の種類

①木くず

以上1種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(5)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず(工作物の除去等を除く。)及び陶磁器くず ⑧がれき類

以上8種類(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。)を記載すること。)

(1)種類: 焼却施設

設置年月日: 平成6年7月19日
処理能力: 50t/日(24時間)
許可年月日: 平成6年7月19日
許可番号: 624002

(2)種類: 固形燃料化施設

設置年月日: 昭和61年8月21日
処理能力: 64t/日(8時間)

(3)種類: 破碎・選別施設

設置年月日: 平成7年6月18日
処理能力: 100t/日(8時間)
許可年月日: 平成13年2月1日
許可番号: 132803

(4)種類: 破碎・選別施設

設置年月日: 平成18年11月1日
処理能力: 86t/日(8時間)
許可年月日: 平成18年7月20日
許可番号: 182601

(5)種類: 破碎・チップ化施設

設置年月日: 令和2年7月17日
処理能力: 79t/日(8時間)
許可年月日: 令和2年6月15日
許可番号: 20202601

(6)種類: 破碎施設

設置年月日: 令和3年5月13日
処理能力: 905t/日(8時間)
許可年月日: 令和3年3月5日
許可番号: 20202603

(1)~(6)の設置場所: 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目17番1 外8筆

3. 許可の条件

- (1)中間処理の場所は、上記設置場所に限る。
(2)廃酸及び廃アルカリは、両者の混合物である廃水に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

Table with 2 columns: Date and Description of update/change (e.g., New license, item addition, renewal, etc.)

[注意] 本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無